

試験問題（解答時間50分）（100点）

VI. 相続税法

問1

次の文章は、相続税の期限内申告について述べています。文中 A ～ G の中に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計14点）

(1) 本来の提出義務者

相続又は遺贈（その相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下同じ。）により財産を取得した者及びその被相続人に係る相続時精算課税適用者は、その被相続人からこれらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（被相続人からの相続開始前 A の贈与財産及び相続時精算課税の規定の適用を受ける財産の価額を加算した後の相続税の課税価格とみなされた金額。以下同じ。）の合計額がその B を超える場合において、その者に係る相続税の課税価格に係る C （配偶者の税額軽減の規定の適用を受けないものとして計算した金額）があるときは、その相続の開始があったことを知った日の D から E 以内に期限内申告書を F の所轄税務署長に提出しなければならない。

(2) その他

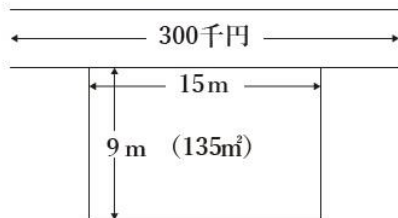
- ① 期限内申告書を提出する場合には、一定の事項を記載した明細書を添付しなければならない。
- ② 同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人は、その申告書の提出先の税務署長が同一であるときは、その申告書を G して提出することができる。

問 2

次の宅地の評価額を求め、 A ~ I に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計 18 点)

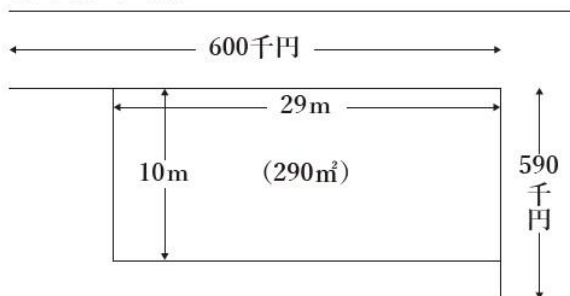
なお、奥行価格補正率等は、画面左下の参考資料で確認すること。

(1) 普通住宅地区所在の宅地



計 算 過 程	金 額(単位：円)
① 千円 × A = 円	C
② ① × B m² = 円	

(2) 繁華街地区所在の宅地

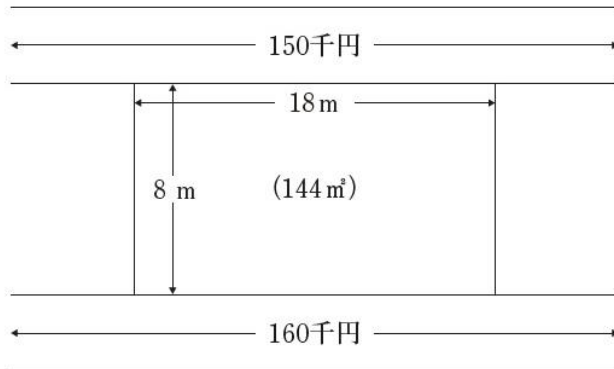


計 算 過 程	金 額(単位：円)
① D 千円 × = 円	F
② 千円 × 0.98 × E = 円	
③ ① + ② = 円	
④ ③ × m² = 円	

<次ページに続く>

<問2の続き>

(3) 普通住宅地区所在の宅地



計 算 過 程	金 額(単位：円)
① 千円 × = G 円	I
② 千円 × 0.97 × H = 円	
③ ① + ② = 円	
④ ③ × m² = 円	

問3

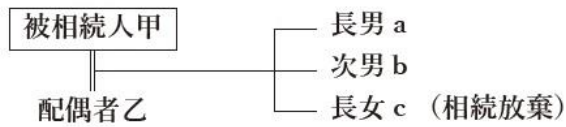
次の問のうち贈与税が課税されるものには○を、そうでないものには×を選択しなさい。(計15点)

- 北海道に居住する甲は、夫が不慮の事故で死亡したことにより葬式を行った。この葬式により弔問客から香典100万円を取得した。
 なお、この香典は甲と親族等との社会通念上相当と認められるものである。
- 静岡県に居住する甲は、3月において父より現金200万円の贈与を受けた。ところが、本年5月父は不慮の事故で死亡した。なお、甲は父から相続又は遺贈により財産を取得していない。
- 石川県に居住する甲には、大学に通うため東京に一人暮らしをしている息子がいる。
 この息子に1年分の生活費として180万円を送金しているが、遊興費に充てている。
- 高知県に居住する甲は今年結婚し、300万円のご祝儀を親族等から取得した。
 なお、このご祝儀は甲と親族等との社会通念上相当と認められるものである。
- 福島県に居住する甲は、今年生命保険金の支払いを受けた。これは今年に父が死亡したことにより支払われた死亡保険金で、保険料は全額甲が負担したものである。

問 4

次の資料に基づいて配偶者の税額軽減額を求め、 A ~ F に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計 12 点)

1. 被相続人甲の相続人等の関係は、次のとおりである。



2. 各相続人等の相続税の課税価格は、次のとおりである。

配偶者乙		210,000千円
長 男 a		90,000千円
次 男 b		37,500千円
長 女 c		37,500千円
合 計		375,000千円

3. 相続税の総額 74,350千円

4. 配偶者乙の算出相続税額は47,200千円である。

なお、贈与税額控除額(暦年)はない。

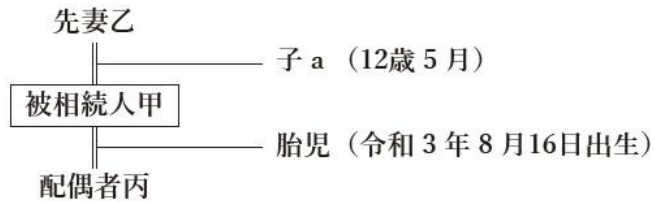
対象者	計 算 過 程	金 額(単位:円)
配偶者乙	(1) A 千円 (注) (2) <math>\frac{\text{ 千円} \times \text{ 千円}}{\text{ B 千円}} = \text{ 千円}</math> (注)① <math>\text{ 千円} \times \frac{1}{2} = \text{ 千円}</math> C 千円 <math>\therefore \text{ 千円}</math> ② D 千円 ③ ① ② $\therefore$ E 千円 (3) (1) (2) $\therefore$ 千円	△ F

問5

次の〈資料〉に基づいて、未成年者控除額を求め、 ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計8点)

〈資料〉

被相続人甲は令和3年7月2日に死亡した。なお、相続人等(すべて相続又は遺贈により財産を取得している。)は次に示すとおりである。

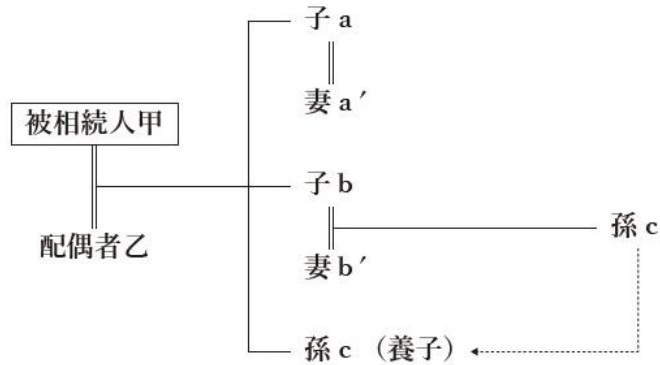


対象者	計 算 過 程	金額(単位：千円)
子 a	A 千円 × (歳 - B 歳) = 千円	△ C
胎児		△ D

問 6

次の資料に基づいて相続税額の加算額を求め、 ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計 10 点)

(1)



(2) 各人の課税価格と算出相続税額

	(課税価格)	(算出相続税額)		(課税価格)	(算出相続税額)
配偶者乙	140,000,000円	26,130,000円	子 a	80,000,000円	15,410,000円
子 b	70,000,000円	13,400,000円	孫 c	60,000,000円	11,390,000円
妻 a'	4,000,000円	670,000円			

加算対象者	計 算 過 程	金 額(単位：円)
A	B 円 × $\frac{\text{ }}{100} = \text{ } \text{円}$	C
妻 a'	D 円 × $\frac{\text{ }}{100} = \text{ } \text{円}$	E

次の資料に基づいて相続税の総額を求め、A ～ J に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計18点)

問 8

次の資料に基づいて各人のあん分割合及び算出相続税額を求め、 ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。

なお、あん分割合は小数点以下 4 位まで求め、 2 位までで大きいものから切り上げて調整するものとする。(計 5 点)

I 各人の課税価格の計算

(単位：千円)

項目 \ 相続人等	a	b	c	d	e	合 計
課税価格（千円未満切捨）	96,000	6,000	35,000	9,000	4,000	150,000

II 各人の算出税額の計算

(単位：円)

項目 \ 相続人等	a	b	c	d	e	合 計
相 続 税 の 総 額						13,300,000
あ ん 分 割 合			A			
算 出 相 続 税 額		B		C		

＜参考資料＞奥行価格補正率表等

付表１ 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離 (メートル)	ビ ル 街 地 区	高度商業地 区	繁 華 街 地 区	普通商業・併用住宅地区	普通住宅 地 区	中小工場 地 区	大 工 場 地 区
4 未 満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4 以 上 6 未 満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 “ 8 “	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 “ 10 “	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 “ 12 “	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 “ 14 “	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 “ 16 “	0.92	1.00				0.98	0.98
16 “ 20 “	0.93					0.99	0.99
20 “ 24 “	0.94					1.00	1.00
24 “ 28 “	0.95		0.97				
28 “ 32 “	0.96	0.98	0.95				

付表２ 側方路線影響加算率表

地 区 区 分	加 算 率	
	角地の場合	準角地の場合
ビ ル 街 地 区	0.07	0.03
高 度 商 業 地 区 繁 華 街 地 区	0.10	0.05
普 通 商 業 ・ 併 用 住 宅 地 区	0.08	0.04
普 通 住 宅 地 区 中 小 工 場 地 区	0.03	0.02
大 工 場 地 区	0.02	0.01

付表３ 二方路線影響加算率表

地 区 区 分	加 算 率
ビ ル 街 地 区	0.03
高 度 商 業 地 区 繁 華 街 地 区	0.07
普 通 商 業 ・ 併 用 住 宅 地 区	0.05
普 通 住 宅 地 区 中 小 工 場 地 区	0.02